

令和4年8月 岡崎市文化財保護審議会会議録

開催日時：令和4年8月26日（金） 午前9時30分～午前11時30分

開催場所：岡崎市役所分館2階 202号室

出席委員：11名

加藤安信委員（会長）・野本欽也委員（会長職務代理者）・荒井信貴委員・内田尚之委員・奥田敏春委員・杉坂美典委員・杉野丞委員・鷹巣純委員・堀江登志実委員・山田伸子委員・渡邊幹男委員

欠席委員：0名

説明のために出席した事務局職員：11名

社会教育課：福澤純子課長・鈴木幸宏副課長・菅沼貴之岡崎城跡係長・岡山幸男文化財係長・山口遙介主査・武田穂波主査・内田かほり会計年度任用職員

観光推進課（担当課）：谷分信隆家康公係長・岡崎パブリックサービス岩瀬敏三理事

文化振興課（担当課）：鈴木智子課長・小幡早苗主任主査

傍聴者：なし

議事内容

1 協議事項

- (1) 市指定史跡岡崎城跡の菅生曲輪利用について
- (2) 市指定史跡岡崎城跡の現状変更（足場設置）について
- (3) 市指定史跡千人塚の現状変更（手すり設置）について

2 報告事項

愛知県指定文化財の指定について

議題及び議事の要旨

1 協議事項

- (1) 市指定史跡岡崎城跡の菅生曲輪利用について

【社会教育課説明】

菅生曲輪の整備後、大河ドラマ「どうする家康」のドラマ館運営期間による臨時的な利用についての協議。菅生曲輪を憩いの場として活用するため、休憩が出来るベンチ等や人工芝、飲食を提供可能な便益施設の設置、イベント時のステージや岡崎の石製品の展示スペースを確保する。また、石垣マップを設置配布するなどして史跡岡崎城跡の普及啓発も行っていく。トレーラーハウス、ウッドデッキ、ユニットハウスについては、据え置く形で設置するため、史跡に影響はない。給排水管については、接続部は掘削を伴うが、既設の給水施設等の設置時に掘削した範囲を超えるものではないため、史跡への影響はない。また、イベントエリアとの境に木製の柵を設置する予定だが、史跡に影響がないよう掘削、打ち込みを行わない。

【質疑応答】

委員：二の丸広場に便益施設を設置し、さらに菅生曲輪にトレーラーハウスや便益施設、駐車場を設置する狙いは何か。

事務局：二の丸広場の便益施設については、大河ドラマ館に訪れた方へのお土産販売と

観光案内がメインになる。大河ドラマ、ドラマ館をきっかけに多くの人に岡崎城に来てほしいなか、多目的広場は駐車場から来る方の最初の入り口となるため、パンフレット等で理解を深めていただく。駐車場については、多目的広場の半分を常時駐車場として使用するわけではなく、繁忙期の駐車場が不足する時に一部駐車場として使用する。また、初めから車が停まり、景観が崩れることのないようにする。

事務局：トレーラーハウスの利用方法については、イベント等のステージとして使用することが主な目的であるが、毎日行うわけではなく、限られた土日で行なう。パフォーマンスできる場所はステージやトレーラーハウスの上になる。中には、音響資材があるため使用しない。また、トレーラーハウスの上まで3.6mあり、眺めがよいため、上から菅生曲輪の広さを体感してほしいと思う。可能であればデッキ部分で発掘調査の状況を眺めていただき実感してほしい。景観については、設置物をなるべく南側に寄せて設置し、景観を崩さないようにしている。

委員：「ど」のオブジェについて、設置方法や素材を教えてください。

事務局：オブジェについては、木製とFRPの2パターンで考えている。設置については、土を掘って固定するものではなく、プレートのようなものを敷き転倒しないようにする。

委員：多目的広場の活用と記載すると菅生曲輪を多目的広場と認識する人がでてくる。この場所を示す際に、菅生曲輪ではなく多目的広場という言葉を使用することは、史跡の範囲に指定されており、場所の名前が法的に定められたもののため違和感がある。

事務局：岡崎公園の指定管理者であるパブリックサービスに業務を委託しているが、指定管理の都市公園の中では多目的広場という呼び方であるため、資料のほうが多目的広場になってしまった。

委員：菅生曲輪という言葉が消えるということは大きな問題であるため、しっかりと議論し、正式な回答がほしい。

委員：多目的広場活用という名称では、イベントのための活用としか思えず、岡崎城の価値を位置づけることに繋がらない。

事務局：観光活用の立場としては、菅生曲輪の活用という形で進めたい。しかし、岡崎城の史跡に指定されている中で都市公園にも指定されており、都市公園の呼び方もあるため、公園緑地課や全庁も含めて進めたい。

委員：今回の事業にあたっては、観光推進課のほうは教育委員会と同じ名称で進めたいと思う。

委員：菅生曲輪は数年前から本整備についての立案と計画が出ている。また、都市公園として災害地の避難場所になるため、立体的ではなく平面的な整備を行い、地表面に障害になるものは置かない状態で整備すると決めた。臨時整備で活用することは良いが、本整備で避難所にすると思った場所に障害になるものを設置するのはどうなのか。災害等があることを考慮しての考えなのか。

事務局：大災害が起きた場合、岡崎の公園に避難することが計画されていると思う。また、岡崎公園については大きなスペースとなる菅生曲輪が当てはまると思う。ただ、熊本地震の被災地を見学した時に、被災者はトレーラーハウスで宿泊していた。また、飲食を提供する場も必要となる。災害が起きた場合にはトレ

ラーハウス等を利用できると考えている。また、プロパンガスを用い調理することもできるため、災害初期段階ではそういった利用も考えている。

委員：トレーラーハウスはかなり大きいと思うが、総重量はどのくらいか。

事務局：現在設計の段階であり総重量は定かではないが、法律上は2500kgが上限であるため、それ以上重くなることはない。

委員：トレーラーハウスに人が乗った場合の重量も考えた場合、地盤等に影響はあるのか。

事務局：現在公園緑地課のほうで土系舗装を行うことを聞いている。その地耐力を確認する必要はある。一般的な薄型地盤の地耐力は50KNP/m²と換算で分かっている。総重量からして地耐力にもつだけの算定はしたい。1年間設置するため計算でデータの示したいがまだできていない。史跡への影響という点では、かなり深い位置と聞いている。位置も考慮しながら影響のないよう検討していく。

委員：堀については全面的に掘ったのか。

事務局：堀自体は堀底までは掘っていないが、北側の石垣高は掘り、現況の地盤からはそれなりに深いところまで掘った。

委員：駐車場として使用するとあったが、乗り入れの方法はどうか。

事務局：東側駐車場に使う場所については、既存の駐車場から舗装している道を通ってもらう。現在バリケードがあるが解放する際には菅生曲輪北東部に養生する。

委員：土は入れ替えるか。

事務局：入れ替える。

委員：活用範囲上部は調査をしているため、できれば駐車場の活用を控えてほしい。南半分は仕方ないが、活用範囲上部は史跡整備として調査をしているため、デリケートな部分と思ってほしい。

委員：教育委員会と相談して行ってほしい。

委員：ユニットハウスの中で料理を行うのか。

事務局：ユニットハウスの中には料理できるスペースを設けている。現在募集をかけている状態である。

委員：飲食のスペースはあるか。

事務局：ユニットハウスの中は調理のみである。テイクアウト形式のため、公園内のベンチや休憩スペースで食べることになる。

委員：給排水について、配管による地下遺構の影響はどうか。

事務局：駐車場と広場の間に既設の給排水施設があるため、管を地上に這わせ、接続部だけ一部掘削をし、接続する。地下遺構に影響はない。

委員：菅生曲輪は地盤が弱く水はけも悪いため、駐車場として利用する際に荒れてしまう可能性はないのか。

事務局：菅生曲輪の整備を行う際に、水はけのよいオイルサンドを使用するため、水はけについては解決すると考えている。駐車場利用の際にオイルサンドがそのまま利用されることについては確認する。

委員：駐車場について、過去、菅生曲輪全体を本整備するなら一部駐車場を作ってもよいということで駐車場が出来てきた経緯がある。現在、駐車場の範囲を広げるような動きがあるが、過去にこういった経緯があることは知っておいてほしい。

委員：施設の活用が終了した際、全面的に敷いた土はどうか。

事務局：水はけの問題もあるため、終了後もそのままである。

委員：一般的に文化財では、現状変更をする際に審議会で協議をして進めていく。また、現状変更をした場合、復旧をすることが基本的な考え方になる。駐車場の水はけのために土を残すことは有用であると思うが、復旧という考え方であると撤去の有無を議論する必要があると思う。

事務局：菅生曲輪の臨時整備については、前回の審議会で答申をし、許可をした経緯がある。あくまで臨時的な整備のため、本整備までは現状のまま進めていく認識である。そのため、臨時的な整備をした後、来場者が多いと予想されることから駐車場やイベントスペースとして使うため、協議をしているということである。

委員：通常、今回のような臨時使用があり、次の段階の整備と進んでいくものだが、そういった整備計画を詰める必要がある。観光は続いていくため、整備をし、史跡の価値を上げていかなければ人の流れもなくなる。年次計画を作るなど具体的な計画を立てることが大事かと思う。

委員：岡崎城跡全体を整備することで岡崎市、市民、観光客に文化財が大きな資産だと伝えることができる。暫定整備、暫定利用ではなく、現状を認識し、全体的な岡崎城跡の整備に取り組んでほしい。

委員：現在、岡崎城跡にこういった問題があることを認識してほしい。

委員：お城をどう見るかという視点であれば、浜松城、駿府城と比較されるという認識を持ってほしい。

委員：文化財の価値基準を高め、文化財を地域の人々が大事に保存活用していこうという気持ちを持っているのかを押さえるような文化財行政をしていかなければならない。

委員：リピーターを増やすことを考えると、1つのイベントだけではなく、色々なものを複合的に行うことができるものに意味がある。常設という形ではなく、イベントを行うごとにトレーラーハウス等を設置することはできないのか。

事務局：ドラマ館の運営期間がイベントと捉えていることが実情である。

委員：そこに来た人たちの食を満たすだけということか。

事務局：位置付けとしては、二の丸のほうで土産物屋といったドラマ館のスペースとして利用し、菅生曲輪では来場者が休憩できる憩いの場というのが現状である。そのため、ベンチ等を設置し、飲食できるというのが目的と聞いている。また、トレーラーハウスについては移動できるものの、常設という形で進めていく予定である。当初予定になかった石垣マップ等の普及のような、史跡に対する普及啓発を行うことができるよう協議している。

委員：トレーラーハウスの重量上限が2500kgといった重さであるかどうか。

委員：徐々に沈んでいく可能性はあると思う。

委員：地盤改良することはあるか。

事務局：土系舗装を行うだけで改良することはない。ボーリング調査をし、地盤を確認できるかどうかは事業者と確認する。

事務局：重さについて参考であるが、トレーラーハウスは2.5tであり、建築用材の花崗岩の重量は1立米あたり2.65tであるため同じくらいと考えられる。トレーラーハウスにはタイヤもついており、力は分散されると思うが、心配であれば敷鉄板により接地面積を増やして力を分散させることは可能かと思うので

事務局からも提案していきたいと思う。

委員：特に石製品を飾る場所には荷重がかかるため敷鉄板を敷く必要がある。

委員：史跡の上から荷重がかかる場合、基準はあるのか。

事務局：明確に重量に対する基準はないと思う。一般的に遺跡がある面から保護層を30cmはとることは決まっており、重量物に対しても同じような対応になる。

事務局：今回の協議をベースに次回諮問する。

(2) 市指定史跡岡崎城跡の現状変更（足場設置）について

【社会教育課説明】

岡崎城外壁塗装の足場設置に係る現状変更についての協議。塗り直す位置は附櫓の外壁の入り口までの階段の手摺、入り口の扉、5階の外壁及び欄干となる。今回設置する足場は主に附櫓の外壁塗装のための足場である。足場の設置方法は、南面には道板を敷き、板状に足場ベースを設置する。東面については階段上になるため、道板を敷ける箇所は道板上に足場ベースを設置するが、道板が敷くことが出来ない箇所についてはラバーベースをかぶせ下面を保護する。現況の階段は新たに設置された階段により、天守再建前の階段より幅が広がっているため史跡への影響はない。

【質疑応答】

委員：附櫓下の石垣は一部切り込んで見えるように見えるが、上に足場が設置された場合強度に耐えうるものか。また、壁面の附櫓と天守を塗装することにより色の違いはでないのか。

事務局：道板を敷き、石に直接足場をかけることはないため影響はない。また、道板を敷けない部分にはラバーベースを敷くことで対応する。外壁の一部塗装について色ムラができる点は、現地にてマンセル値による塗装色の確認を行い、見本を作ったうえで塗装を行う。塗装部分については、すでにコンクリートの下地が露出しているような状態の悪い箇所になるため、保全という形で塗装を行う。

委員：過去に一度全面的に塗装を行っていると思うが、そこから剥がれてきているのか。

事務局：前回、平成7年度に塗装を行っているが剥がれてきている。

委員：塗装を度々行わなくて良いよう、長年にわたり保つように留意しながら行ってほしい。

委員：塗装について、マンセル値で色は出ているが、現場で塗装していく中で、塗った部分と塗らなかった部分の色の幅にゆとりを持ち、塗らなかった部分の調和が出来るように現場で取り組んでほしい。

事務局：承知した。

委員：今回の附櫓のような足場を設置しないと塗り直しが出来ない場所はどこか。3・4階は下から足場を設置しないといけないか。

事務局：3・4階について、全面的に行うとすると足場の設置は必要である。また、今回足場を設置する目的として屋根等の除草も予定していた。

事務局：屋根等の除草については、安全管理上可能な範囲で行っていくことになる。全体的な除草では、安全な足場がないと支障になるため、将来的には足場を設置する機会があるかと思う。

事務局：前回の塗装から 25 年経過しており、どこかで全面的な塗装はしなければならないと思っているため、その際は足場をどのように設置するかについて相談したいと思う。また、今回の件については、審議会での意見をもとに進めていきたい。

委員：事務局の許可案件とする。

(3) 市指定史跡千人塚の現状変更（手すり設置）について

【社会教育課説明】

市指定史跡千人塚の手すり設置にかかる現状変更についての協議。千人塚へお参りの際、入り口となっている階段の段差が大きく、降りることが困難な状況である。また、維持管理をしている管理者の方々も高齢な方が多く、安全を確保するために手すりの設置が必要。階段はコンクリートで舗装されており、舗装部分に穴をあけ、手すりの柱を打ち込む形で設置する。階段を設置する際に造成している箇所に柱を設置するため、史跡への影響はない。

【質疑応答】

委員：コンクリートの範囲で掘削は終わるとのことか。

事務局：コンクリート下は土になっているが、階段設置時に造成しているため、造成範囲内で収まると考えている。コンクリート含め 18cm の深さで行う。

委員：事務局の許可案件とする。

2 報告事項

愛知県指定文化財の指定について

【社会教育課説明】

令和 4 年 7 月 29 日の愛知県公報にて、岡崎市指定文化財「木造東照権現（徳川家康）坐像」が愛知県指定文化財に指定された件について、資料での説明。

【質疑応答】

委員：写真は愛知県の提供か。もしくは岡崎市か。

事務局：愛知県の文化財保護審議会委員の先生が撮影した写真になる。

委員：名称が「木造東照権現（徳川家康）坐像」から「木造東照大権現（徳川家康）坐像」に変化していると思うが、市の指定理由書から現在の指定理由書において変化はあるか。

事務局：名称については、徳川家康の神号が東照大権現であることから、県指定の名称は、「木造東照大権現（徳川家康）坐像」となった。

3 その他

(1) 愛知県の登録文化財制度について

事務局：委員より連絡。文化財保護法の改正により、無形文化財にも登録制度ができた。現在、愛知県のほうで登録文化財の候補を調べている。何か候補があれば教えてほしい。

委員：登録文化財は埋もれている文化財を発見することが目的である。コロナの影響で行われなくなった文化財を新たに復活させるという点でも動いているため、何かあれば教えてほしい。

委員：文化庁の文化財認定の拡大、愛知県の登録制度をふまえ、市としての方向性を文化財保護審議会や行政で検討していくことが大事だと思う。

(2) 次回以降の審議会開催について
次回審議会は令和4年11月に開催予定。